別表一（二）　各事業年度の所得に係る申告書－公益法人等（一般社団法人等を除く。）及び協同組合等の分

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	事業種目		※税務署処理欄	
		期末現在の出資金の額	円		
納税地	電話（　）　－	経理責任者自署押印			
（ふりがな） 法人名		旧納税地及び旧法人名等			
（ふりがな） 代表者自署押印		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		
代表者住所					

平成　年　月　日
平成　年　月　日　事業年度分の　申告書

所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）	1	円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額（45）	12	円	
法人税額（34）又は（37）	2			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	13	外	
法人税額の特別控除額（別表六（六）「27」＋別表六（七）「16」＋別表六（八）「19」＋別表六（十）「23」＋別表六（十一）「23」＋別表六（十二）「22」＋別表六（十三）「32」＋別表六（十四）「24」＋別表六（十五）「22」＋別表六（十六）「25」＋別表六（十七）「15」＋別表六（十八）「16」＋別表六（十九）「22」＋別表六（二十）「13」＋別表六（二十一）「24」＋別表六（二十二）「12」）	3			計（12）＋（13）	14	外	
			この申告が修正申告である場合	この申告前の	所得金額又は欠損金額	15	
					課税土地譲渡利益金額	16	
					法人税額	17	
差引法人税額（2）－（3）	4				還付金額	18	外
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額（（11）－（17））若しくは（（11）＋（18））又は（（18）－（14））		19	外
土地譲渡利益金額 課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」＋別表三（二の二）「25」＋別表三（三）「20」）	6						
土地譲渡利益金額 同上に対する税額（38）＋（39）＋（40）	7						
法人税額計（4）＋（5）＋（7）	8			欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七（一）「4の計」＋（別表七（二）「9」若しくは「21」又は別表七（三）「10」））		20	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金（別表七（一）「5の合計」）		21	
控除税額（（（8）－（9））と（43）のうち少ない金額）	10		この申告の修正申告がでの前	あの正の申告場合	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	22	
差引この申告により納付すべき法人税額（8）－（9）－（10）	11				翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23	
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (1)のうち年800万円相当額以下の金額 800万円×12/12	24	円		(24)の15％相当額		31	円
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (1)のうち(24)を超え年10億円相当額以下の金額 99,200万円×12/12	25			(25)の19％相当額		32	
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円×12/12	26			(26)の22％相当額		33	
法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 所得金額(1)（(24)＋(25)＋(26)）	27			法人税額（(31)＋(32)＋(33)）		34	
法人税額の計算 上記以外の場合 (1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	28			(28)の15％相当額		35	
法人税額の計算 上記以外の場合 (1)のうち年800万円相当額を超える金額（(1)－(28)）	29			(29)の19％相当額		36	
法人税額の計算 上記以外の場合 所得金額(1)（(28)＋(29)）	30			法人税額（(35)＋(36)）		37	
土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額（別表三（二）「27」）	38	円	土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額（別表三（三）「23」）		40	円
土地譲渡税額の内訳 同上（別表三（二の二）「28」）	39						
控除税額の計算 所得税の額（別表六（一）「6の③」）	41	円	決算確定の日		平成　年　月　日		
控除税額の計算 外国税額（別表六（二）「16」）	42		残余財産の最後の分配又は引渡しの日		平成　年　月　日		
控除税額の計算 計（(41)＋(42)）	43		還付を受けようとする銀行又は郵便局名				
控除税額の計算 控除した金額（10）	44						
控除税額の計算 控除しきれなかった金額（43）－（44）	45						

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表一㈡の表を次のように改める。

別表一㈠の記載要領第四号㈡中「(同法)」を「(所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「若しくは第42条の11第５項」を「、第42条の11第５項」に、「法人税額）又は」を「法人税額）若しくは第42条の12の３第５項（連結納税の承認を取り消された場合の特定中小企業者等の経営改善設備に係る法人税額）又は」に改め、同号㈡中「別表六（二十一）」を「別表六（二十四）」に改め、同第五号㈡中「「控除税額（((8)－(9))と(44)のうち少ない金額)(10)」」を「「控除税額（((8)－(9))と(43)のうち少ない金額)(10)」」に改め、同第九号から第十一号までを次のように改める。